

長坂緑地民官連携里山エリア 活動団体募集要項

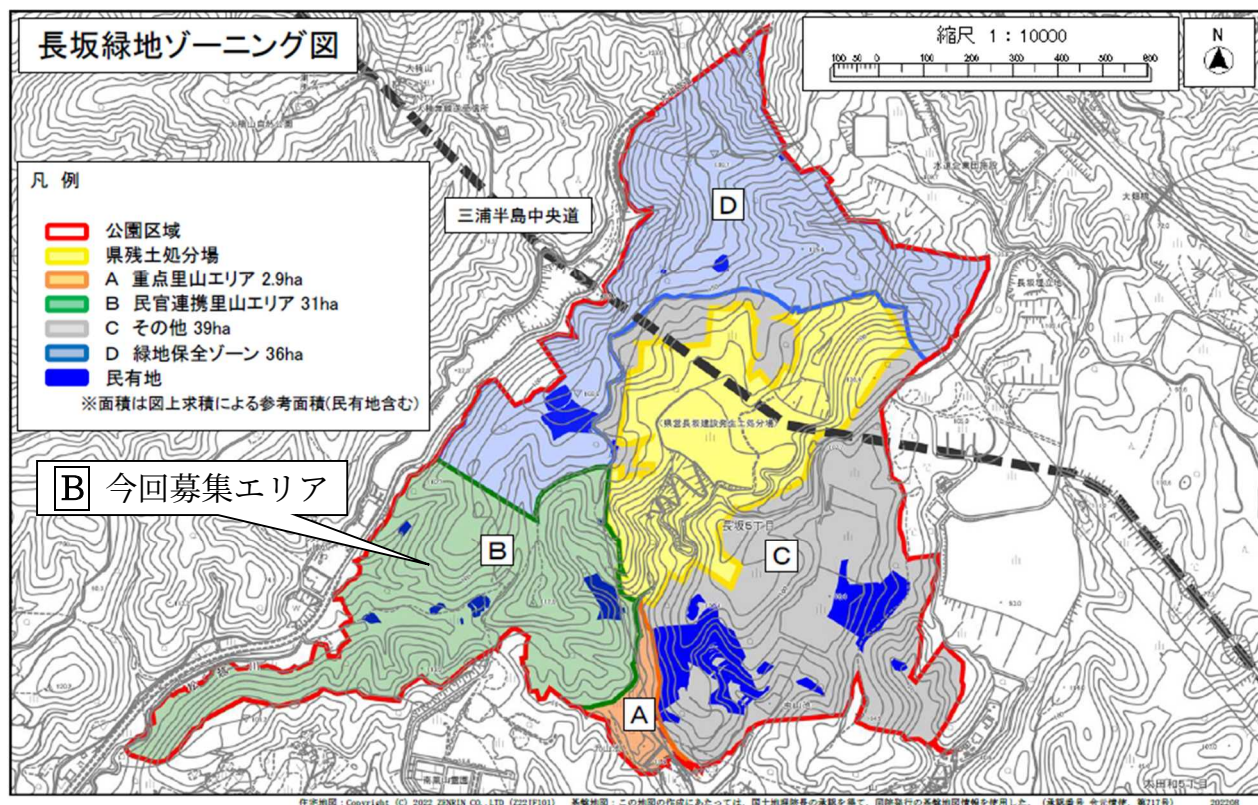
令和4年9月21日

横須賀市建設部みどり政策担当

自然環境共生課

1 長坂緑地における里山活動の目的

横須賀市は長坂緑地において、民間団体や企業、行政が役割分担しながら連携して、里山的環境の再生・保全・活用する「民官連携里山エリア」を定めました。



民官連携里山エリアにおける基本的な活動目的は「自然環境の再生と保全」であり、「生物多様性の確保」を指標として、里山的手法を用いた保全活動を行うことです。さらに生物多様性の確保を前提とした保全活動の結果として、自然体験や交流・憩いの場として「活用」できる里山的環境を創出し、市民や地域に還元することも目的の一つとなります。

このため、活動主体はただ里山的環境を活用するだけではなく、何らかの保全活動に携わることを原則とします。

→詳細については別紙1「長坂緑地における里山活動の基本的考え方」をご覧ください。

2 長坂緑地の概要

所在地	神奈川県横須賀市長坂5丁目
面積	約 109ha ※図上求積による参考面積。県残土処分場を除き民有地等を含む。
アクセス	バス停「鹿島」または「山科台」から徒歩約 25 分 衣笠 IC から車で約 10 分

→詳細については、参考資料1「長坂緑地の概要」をご覧ください。

3 応募資格

以下のいずれかを満たす団体

- ① 法人または法人のグループ
- ② 3人以上の構成員から成り、団体の意思を決定し執行する組織が確立している団体
- ③ 法人と②の任意団体で組織されたグループ

4 募集・選考スケジュール

令和4年 9月21日（水） 活動団体募集要項の公表、活動団体募集開始

令和4年 10月12日（水） 現地見学会

令和4年 10月31日（月） 活動団体募集締切り

令和4年 11月中（予定） 活動団体の内定、選考結果の通知

5 申請方法

申請を行う団体は、必要な書類を次の通り提出してください。

(1) 提出期間

令和4年9月21日（水）から令和4年10月31日（月）まで

(2) 提出先

横須賀市建設部自然環境共生課

所在：〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

(3) 提出方法

持参または郵送

6 提出書類等

申請を行う団体は、以下の書類を提出してください。

(1) 長坂緑地民官連携里山エリア活動団体申請書

(2) 長坂緑地民官連携里山エリア活動計画書

(3) 団体であることを証する書類

① 法人の場合

申請法人以外でもグループを構成するすべての法人分を提出してください。

(ア) 履歴事項全部証明書

提出日から3か月以内に発行されたもの

② 任意団体の場合

申請団体以外でもグループを構成するすべての団体分を提出してください。

(ア) 規約またはこれに相当する書類

設置目的、団体の名称、団体の活動の内容、事務所又は活動の拠点の所在地、役員及び会員に関する事項、会計に関する事項、その他団体の運営に関する事項が記載されたもの

(イ) 役員名簿

(ウ) 会員名簿

7 選考基準

横須賀市の関係部局の部課長により選考委員会を組織し、以下の基準に基づいた選考を行います。審査の方法は書類審査となりますが、必要に応じて個別に問合せやヒアリングを実施する場合があります。

- (1) 横須賀市の里山的環境保全・活用事業との関連性・整合性
- (2) 関係法規との整合性
- (3) 市民および長坂緑地の再生・保全への貢献度・公益性
- (4) 長坂緑地内の環境や周辺地域・住民への影響度
- (5) 他団体実施活動との整合性
- (6) 4年間の活動計画（ビジョン・予算・人的リソース）の実現可能性

8 活動の基本方針

- (1) 谷戸田や樹林地及びその周辺の自然環境の再生・保全活動
- (2) 保全に寄与しながら自然環境の豊かさ・多様性を市民に還元できる活動
- (3) 活動の主体が他に依存せず自主財源（国や企業等からの補助金含む）で継続して行うことができる持続可能な活動

9 募集する活動の範囲および活動内容の例

今回募集する活動は、生物多様性の確保を前提とした保全活動や、長坂緑地の整備活動など、土地の形質変更、竹木の伐採、施設設置など現状変更をとまなう活動と、それに付帯して行うイベント開催など下記(1)～(3)に例示する活動が対象となります。

- (1) 生物多様性の確保につながる活動（保全活動）
 - ① 水田の再生・維持管理
 - ② 樹林地・竹林の管理
- (2) 長坂緑地の整備・維持管理に寄与する活動（整備活動）
 - ① 緑地内の草刈り・清掃
 - ② 園路や水路等の整備・安全管理
- (3) 保全や整備を主体とした市民イベントの開催
 - ① 保全を通じた自然体験イベント
 - ② 整備ボランティア育成イベント

→詳細については、別紙2「長坂緑地民官連携里山エリア活動ガイドライン」をご覧ください。

保全や整備などの現状変更を伴わないイベントの開催や、番組撮影など場所利用のみの場合、電柱の設置など保全や整備活動に関係のない工作物や物件を設置する場合は、別途、公園内行為許可申請または公園占用許可申請による手続きとなるため、今回の募集対象外となります。

協賛いただける企業等の皆様へ

民官連携里山エリアにおける活動への資金や物品提供による支援をご検討の場合は、別途ご連絡をさせていただきますので、横須賀市自然環境共生課（046-822-9832 または sato-eco@city.yokosuka.kanagawa.jp）までお問い合わせください。

10 活動期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

11 活動にかかる費用

民官連携里山エリアにおける活動にかかる費用はすべて活動団体の負担（国や企業等からの補助金を受けて活動する場合も含む）とします。

また、活動に際して参加料等を徴収し、かつ実費を超える利益が発生する場合は、公園使用料を徴収します。

12 団体決定後活動開始までの流れ

(1) 各団体間での活動内容の調整・全体活動計画の策定

活動が決定した各団体の代表者で協議し、合同で実施する活動の内容や、活動の範囲、時期等について調整を行います。調整の結果、当初の予定通り活動できない場合がありますので、調整後に活動を辞退することもできるものとします。

協議終了後は、調整した結果を踏まえた全体の活動計画を策定します。

(2) 長坂緑地里山活動連絡会への加入

民官連携エリアにおける活動について、定期的（年6回程度）に情報・意見交換、調整を行うため、活動団体は長坂緑地里山活動連絡会の会員となります。

連絡会では活動団体間の調整のほかにも、活動計画について地元町内会への説明や報告を行います。なお町内会との調整の結果、活動計画を修正する場合があります。

→詳細については、別紙3「(仮)長坂緑地里山活動連絡会について」をご覧ください。

(3) 公園施設設置許可申請、行為許可申請

活動団体は活動開始までにその活動内容に応じて、市へ公園施設設置許可申請や行為許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

(4) 重点里山エリアでの作業協力依頼

活動団体は、市が主体となって里山的環境を重点整備する長坂緑地の「重点里山エリア」での作業を依頼する場合があります。

13 問い合わせ

本要項に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

ただし、団体の選考が終了するまでの間に選考に関する照会または要求はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

横須賀市建設部自然環境共生課

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町1 1 番地

電話 046-822-9832

メール：sato-eco@city.yokosuka.kanagawa.jp